

内閣参質二〇〇第七五号

令和元年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山東 昭子 殿

参議院議員小西洋之君提出桜を見る会における安倍昭恵氏の関与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員小西洋之君提出桜を見る会における安倍昭恵氏の関与に関する質問に対する答弁書

一について

「桜を見る会」については、これまで、内閣官房及び内閣府が定める「桜を見る会」開催要領を踏まえ、各界において功績、功劳のあった方々などを幅広く招待することとしており、招待者の選定については、各省庁からの意見等を踏まえ、内閣官房及び内閣府において氏名や役職等の情報を基に最終的に取りまとめてきたところである。

二について

お尋ねの「当該質問通告の内容に対応する記載事項」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

三について

お尋ねの安倍晋三衆議院議員事務所における推薦作業の詳細については、政府としてお答えする立場にない。

四について

お尋ねの「ファミリービジネス」の意味するところが明らかではないため、お答えすることは困難である。

五について

お尋ねの趣旨が明らかではないためお答えすることが困難であるが、いずれにしても、個別の事案が公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の規定に違反するか否かについては、具体の事実に基づいて判断されるべきものと考えられる。